

1

けいかく すいしん
計画の推進

計画の推進にあたっては、市が主体となり、国、県、近隣市町との連携を図るとともに、広く市民や関係者等の協力を得て、それぞれの役割分担のもとで、一体となって対応していくことが重要なことから、以下のとおり施策の総合的、効果的な推進を図ります。

(1) かんけいきかん だんたい じぎょうしょとう れんけい
関係機関、団体、サービス事業所等との連携

計画の推進にあたっては、行政と関係機関、団体等との連携を深め、情報の共有を図りながら、事業の推進、調整を行い、障がいのある人の支援に関わるさまざまな施策の計画的かつ総合的な推進に取り組むものとします。また、事業の推進にあたって、サービス事業所等との連携を図ります。

(2) こうかちいきしょうがいじ しゃ ちょうせいかいぎ じゅうじつ
甲賀地域障害児・者サービス調整会議の充実

障がい福祉に関するネットワークづくりの中核的な役割を果たす定期的な協議を行う甲賀地域障害児・者サービス調整会議によって、関係機関のネットワーク、相談支援事業の推進、困難事例への対応や福祉の向上に必要な検討協議等を進めます。

(3) しみんさんか きょうどう そくしん
市民参加と協働の促進

障がいのある人もない人も、地域の問題について関心を持ち、共に地域社会の一員として積極的に社会参加を果たし、役割を担うまちづくりを進めます。

また、障がいのある人に対する差別の解消及び合理的配慮の推進を行うため、市民の理解を深めるとともに、ボランティア活動の活性化の促進、市民協働型の事業の検討等、市民による地域ぐるみの取り組みを図ります。

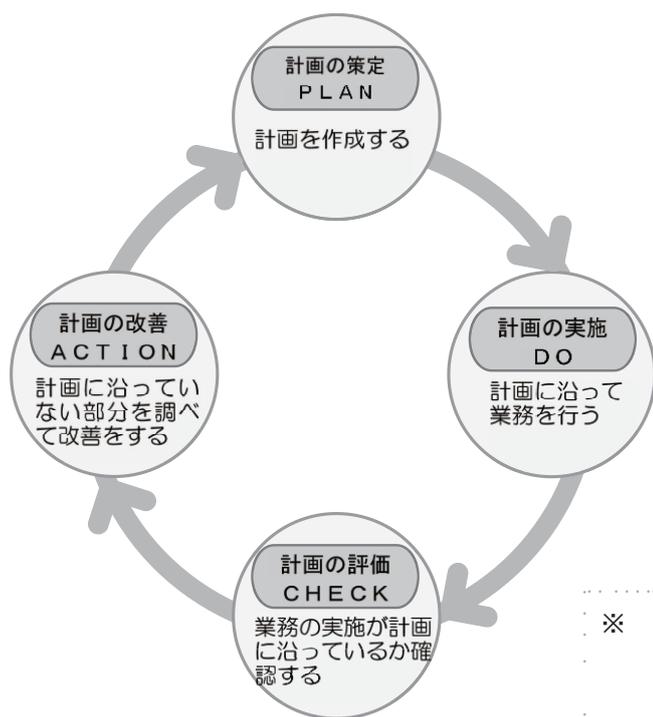
(4) ちょうない けいかくすいしん
庁内の計画推進

計画に基づく関連施策を推進するため、個々の施策をそれぞれの担当部門が主体的に推進するとともに、健康福祉部が中心となり、庁内関係部局間の連携を図り、計画の総合的、効果的な推進に努めます。障がい福祉分野だけでなく、子ども・高齢者分野等においても共通する課題については、各分野の連携強化を図り、一体的に施策を推進していきます。また、計画推進上、国や県との連携が必要な事項については、その事業内容に応じて関係部局が窓口となりその調整、要請にあたります。

(5) 計画の進捗状況の管理・評価

各分野に携わっている団体の代表や市民、学識経験者等で構成される甲賀市障害者施策推進協議会にその状況を報告し、庁内においても計画の進捗状況の自己管理、評価を行うものとします。

本計画の円滑・着実な実行のために、「PDCAサイクル」に基づき、甲賀市障害者施策推進協議会等と進捗状況の把握を行うとともに、実施（Do）した内容を把握、評価（Check）し、自立支援協議会等に報告の上、意見を聴き、必要があると認めるときは、事業体制や内容の改善（Action）等を行います。



※ PDCAサイクル
P = PLAN（プラン）…具体的な施策等
D = DO（ドゥ）…実行
C = CHECK（チェック）…点検・評価
A = ACTION（アクション）…改善

